

御前崎市 放課後児童クラブ 利用のしおり



御前崎市マスコットキャラクター なみまる ふうちゃん

連絡先電話番号・メールアドレス		
利用料関係	市役所こども未来課 ☎0537-85-1120	
登録・運営管理関係	市社会福祉協議会 ☎0548-63-5294	
第一小学校	はっぴい (第一グラウンド内)	☎090-7911-9956 ✉ daiichi-club-9956@docomo.ne.jp
	第2教室 (北校舎図工室)	☎090-5294-4131 ✉ daiichi-club2-4131@docomo.ne.jp
浜岡東小学校	☎090-1411-4588 ✉ higashisyo-club-1120@docomo.ne.jp	
浜岡北小学校	☎090-1622-7601 ✉ kitasho-club-7601@docomo.ne.jp	
白羽小学校	☎090-1622-7919 ✉ shirosho-club-1120@docomo.ne.jp	
御前崎小学校	☎090-1621-9644 ✉ omaezaki.houkago-club.@docomo.ne.jp	

1 開設目的

共働き・ひとり親家庭の子ども達は、小学校の放課後や春・夏・冬休みなどの学校休業日には、子ども達だけで過ごすことになります。そのため、保護者が働いている間、子ども達が安全で充実した生活を送ることが出来るよう放課後児童クラブは設置されています。

2 対象者

昼間、面倒を見る保護者等が日常的にいない家庭の小学校1年生～6年生の児童

3 開設場所

市内各小学校に設置した放課後児童クラブ

※①第一小学校児童クラブ（はっぴい）の駐車場は、第2グラウンド駐車場を利用します。

また、第一小児童クラブ（第2教室）の駐車場は、学校正門前の駐車場を利用します。

4 開設日及び開設時間

【開設する日】

㊦授業のある日（月～金曜日）・・・ 下校時～17時30分

㊧春・夏・冬休み・・・ 7時30分～17時30分

㊨開設時間外・・・ 17時30分～18時30分

※①開設時間外を利用する場合は、時間外延長利用申請書を児童クラブへ提出し、あらかじめ市長の

承認を受けてください。

※②開設時間外を利用した場合は、1日につき利用料金に100円を加算します。

【開設しない日】

㊦土・日曜日、祝日

㊧年末年始（12/29～1/3）及びお盆期間

㊨防災訓練に伴う引き渡し訓練の日

㊩その他の日（災害発生時、新型コロナウイルス、インフルエンザ等による一斉下校の場合など）

※休日の運動会実施に伴う振替休日は、7時30分～17時30分までクラブを開設します。

平日に授業として運動会が実施される場合は、下校後、通常どおりクラブを開設します。

5 利用料

利用料は、利用形態（通年利用・長期休業期間利用）と料金区分（ひとり親世帯・それ以外の世帯）で異なりますので、別紙の利用料金表をご確認ください。

- ㊦利用形態(1)は通年利用で、(2)は期間利用（長期休業期）となります。(1)の児童が春休み、夏休み、冬休みが属する月の学校登校日のみを利用した場合は、利用した日数に日額 250 円を乗じた額を負担していただきます。
- ㊧利用形態(2)は長期休業期間の利用となりますので、該当する長期休みを利用した場合は、期間額の負担となります。
- ㊨料金区分 B はひとり親世帯（児童扶養手当の受給者が属する世帯及びこれに準ずると市長が認めた世帯）で、料金区分 A は B に当てはまらない世帯となります。
- ㊩利用を開始する日がその月の 16 日以降の場合、または利用を中止する日がその月の 15 日以前の場合は、該当する月の月額料金の 2 分の 1 の額の負担となります。
- ㊪生活保護法による生活保護世帯は、あらかじめ市長の決定を受けることにより、利用料金が免除されます。
- ㊫料金区分 A の世帯で、利用する日の属する年度の市民税が非課税の世帯は、あらかじめ市長の決定を受けることにより、料金区分 B の利用料金に減額されます。
- ㊬長期休業期間利用（春休み、夏休み、冬休み）を半日とした場合は、該当する期間の利用料金が 2 分の 1 の額となります。
- ㊭おやつ代は、利用料金に含まれていますので、別途の負担はありません。
- ㊮兄弟・姉妹で利用する場合でも、それぞれ 1 人ずつの利用料金の負担となります。
- ㊯利用料金は、ご指定の口座から振り替えます。利用した月の翌月末日に口座振替します（翌月末日が休日・祝日の場合は、翌営業日となります）。利用料金表参照。
- ㊰特別な理由もなく利用料金の未納が 3 か月間続く場合は、児童クラブの利用を制限（退会）させていただくことがありますので、月末を迎える前に口座の残高のご確認をお願いします。

6 諸届について

住所や氏の変更、保護者の勤務先の変更、1 か月間の一時的な利用中止及び退会（中止）の場合は、事前に**社会福祉協議会（ふれあい福祉センターなごみ又は浜岡福祉会館）**へ届け出が必要になります。年度途中の時間外延長利用申請書及び下記以外の軽微な登録変更届は、各放課後児童クラブでも受付できます。

届出内容	必要な手続き
①利用形態を変更（通年⇔長期休業）する	変更利用する前月の 23 日までに「登録変更届」を提出
②長期休業の期間を全て半日利用する	
③ 1 か月間の利用を一時中止する	1 か月間利用中止する前月の 23 日までに「利用一時中止届」、利用中止（退会）は随時「利用中止届」を提出
④利用を中止（退会）する	
⑤住所・氏・保護者の勤務先を変更した	随時「登録変更届」を提出

※①保護者の勤務先が変更された場合は、改めて勤務証明書の提出が必要です。

※保護者が出産の為、産前産後休暇や育児休暇を取得する場合は、産後休暇終了日の属する月末をもって退会をお願いします。

7 傷害保険

㊦保険の適用に当たっては、職員（支援員及び補助員）の管理下が対象です。児童クラブの施設内で活動中、若しくは職員の指導のもとに施設外で活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを被った場合、自宅と児童クラブ施設の往復途上（合理的な経路及び方法により往復している間）や、児童クラブが主催して行う遠足等の野外活動も対象となります。

㊧児童クラブが提供した飲食物に起因する事故（飲食物の製造者等に責任があり、児童クラブに責任が無い場合には対象外）や、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象となります。

㊨保険金額

・入院 日額 5,000 円

事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、保険金はお支払いできません。また、お支払いする入院の日数は 180 日が限度となります。

・通院 日額 2,000 円

事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、保険金はお支払いできません。また、お支払いする通院の日数は 90 日が限度となります。

（受診時は、医療機関に傷害保険を適用する旨を伝え、「子ども医療費受給者証」は使用しないでください。保険金額よりも自己負担額が多い場合は、自己負担額から保険金額を差し引いた差額を、子ども医療費助成制度でお支払いすることができます。）

・死亡、後遺障害 300 万円

㊩保険金を請求する場合は、児童クラブよりご案内します。請求の際は、入院または通院された日数を確認しますので、診療明細書や調剤明細書などの関係書類を保管しておいてください。

㊪児童クラブが保険期間中に事故により登録児童またはその他の第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損または汚損した場合、児童クラブが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

8 受入れ及び引渡し

受入れ

①通常期では、学校が終わりましたら、1年生は児童クラブに慣れるまでは昇降口に集まり、並んで児童クラブまで行きます。

②夏休み等の長期休業期間では、7時30分以降に保護者が児童クラブまで送って来てください。7時30分より早い時間の受け入れはできません。

引渡し

② お迎えの予定時刻までに責任の持てる保護者がお越しください。

②児童クラブ閉所時間（17時30分または時間外利用の場合は、最大18時30分）に遅れることがないようにお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合や保護者が来られなくて代理の方（責任の持てる大人）がお迎えに来る場合は、必ず事前に所属する児童クラブへ連絡してください。

③予定外の利用は出来るだけ避けるよう事前に調整をお願いします。

9 出欠席について

㊦ 疾病等の場合の対応

- ① 通常期・長期休業期ともに、学校の規定に準じます。
- ② 新型コロナウイルス、インフルエンザ等による出席停止または学級閉鎖のクラスの児童は、児童クラブを利用できません。授業が打ち切られ、早退するクラスの児童も児童クラブを利用できません。
- ③ 児童クラブの利用を再開する時は、医療機関の登校許可を受けられ、登校を再開してからとなります。
- ㊦ 児童クラブの活動中にケガをしたり、具合が悪くなった場合は、症状が軽い際は応急処置を行いますが、状況によっては救急車を依頼したり、保護者にお迎えをお願いすることもあります。
- ㊧ 保護者等が児童の面倒を看ることが出来る日は、なるべくご家庭で過ごすようにしてください。
- ㊨ 利用予定表は、**毎月必ず 23 日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）**までに、児童クラブへ提出してください。利用予定を変更する場合は、緊急時を除き、児童クラブの携帯電話またはメールへお知らせください。
- ㊩ 児童クラブの利用予定日に学校を欠席や早退した場合は、児童クラブの携帯電話またはメールへお知らせください。
- ㊪ 小学校は、児童クラブの運営に関わっていませんので、児童クラブに関するお問い合わせは、児童クラブの職員にお尋ねください。
- ㊫ 通常期の利用予定日に利用せず帰宅するなど、利用を間違えることがないようにご家庭で確認をお願いします。児童クラブの職員に無断で帰宅した場合で、事故等が発生した場合は責任を負いかねますので、ご了承ください。

10 災害・感染症等の発生時の対応

- ① 児童クラブの活動中に暴風警報等が発令、または大規模災害等が発生した場合は、状況を判断していただき、適切なお迎えをお願いします。
- ② 児童クラブの活動中に地震警戒宣言が発令された場合は、直ちにお迎えに来ていただきます。

11 児童クラブでの過ごし方について

- ㊬ 児童達が安全で安心できる居心地の良い環境づくりを目指しています。
- ㊭ 児童クラブの施設内、施設外遊びをします。
- ㊮ 児童クラブの職員は、勉強を教えません。宿題は自主的に行うようにしています。
- ㊯ 児童クラブの行事等により、集金をお願いすることがあります。

12 昼食について

給食がない日や長期休業期には、お弁当と水筒を持たせてください。

13 持ち物

全ての持ち物に児童のお名前を記入してください。

①着替え一式、汚れ物を入れるビニール袋と体拭きタオルを袋に入れて、持たせてください（着替えは、夏・冬の入替えをお願いします）。

②児童クラブ用の上靴 ③おやつ用のコップとお皿 ④帽子 ⑤歯磨きセット

⑥学習道具

※①～④は常時、⑤・⑥は長期休業期に児童クラブに置くものです。

※ハンカチ、ティッシュ、水筒は毎日持たせてください。

※長期休業期の利用時もヘルメットを被って通・退所してください。

14 注意事項

(1)児童クラブを利用するに当たり、事前に「誓約書」をご提出いただきます。

(2)児童クラブ円滑な運営を著しく支障させ、ご理解いただけない場合は、利用を制限（退会）させていただくことがあります。

㊦特別な理由もなく利用料金の未納が3か月間続く場合

㊧催促しても利用予定表を提出されない場合

㊨事前の連絡がなく無断欠席する場合

㊩利用児童が他の利用児童に危害を加え、乱暴な行動を繰り返し、児童クラブの職員の指導・注意を聞かない場合

㊪利用児童にケガや痣等が見受けられた場合は、必要に応じて関係機関へ連絡をします。

15 災害時等の緊急時の対応について

①台風による暴風、大雨時の対応

情報	区分	通常期	長期休業期 (春・夏・冬休み)
【注意報】 強風・大雨など		○学校の判断により一斉下校する場合 ・午前中の一斉下校は閉所 ・午後一斉下校は一時預り ※午後とは給食を食べた後のこと	○開設
【警報】 ・遠州南地方に警報が2警報同時に発令された場合 ・暴風警報が発令された場合		●閉所 児童クラブの活動中に左記の警報が発令された場合は、状況を判断されてお迎えに来てください。	●閉所 6時30分の時点で警報が発令されていない場合は開所しますが、2警報同時の発令がなくても重大な災害が予想される場合、警報が解除されても児童の危険が予測される場合は、基本的に閉所とします。
【警報解除】		○開設 警報解除後、学校へ登校した場合のみ開設し、学校が休校の場合は、児童クラブも開設しません。	○開設 6時30分の時点で警報が解除されている場合は、開設します。

※学校の判断により、授業を打ち切って児童をご家庭に帰す場合は、児童クラブは利用できません。

※暴風警報が 11 時までに解除された場合は、13 時より児童クラブを開所します。昼食をご家庭で済ませた上で通所してください。

②地震警戒宣言（予知情報）が児童クラブ開設中に発令された場合

情報	区分	通常期	長期休業期 (春・夏・冬休み)
【警戒宣言】 発令された場合		●閉所 直ちにお迎えに来ていただき、保護者へ児童を引き渡します。	

③新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症による拡大防止措置があった場合

情報	区分	通常期	長期休業期 (春・夏・冬休み)
感染症の拡大・集団感染の 疑いがある場合		●学校が一斉下校の場合 ・午前中の一斉下校は閉所 ・午後一斉下校は一時預り ●学年・学級閉鎖の場合も 同様です	●閉所 集団感染の疑いがある場合

一時預りとは、保護者がお迎えに来るまで実施しますが、お迎えに時間を要する場合は、必ず所属する児童クラブへ連絡をしてください。

④保護者へのお願い

㊦緊急時の対応について

学校から案内がある「きずなネット」への登録を必ずお願いします。

㊧在校時について

学校の判断や指示に従ってください。

㊦①台風による暴風・大雨、②地震警戒宣言（予知情報）、③インフルエンザ等の感染症など、災害等が発生した場合は、速やかにお迎えに来られるよう、状況に合わせた対応をお願いします。

※保護者へ連絡しても応答がない場合は、勤務先等へ連絡する場合がありますので、ご了承ください。



第一小学校放課後児童クラブ(はっぴい)への送迎について(お願い)

浜岡福祉会館

第2グラウンド
駐車場



第1グラウンド



第一小児童クラブ(はっぴい)
第一小学校児童クラブ

送り・お迎えの際には、車は第2グラウンド駐車場に停めて階段を利用してください。

大山住宅・上の第一グラウンドは利用できません。

※雨天時は足元が悪くなる場合があります。必要に応じて浜岡福祉会館の駐車場もご利用ください。